	大塚村農業會 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2165番地	
山形県東置賜郡川西町大字大塚字北野二2910番１ 用悪水路 130㎡	積善寺 山形県東置賜郡大塚村大字荒井 平田　長壽 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2606番地	
山形県東置賜郡川西町大字大塚字北野二2910番３ 公衆用道路 271㎡	保科　安次 山形県東置賜郡大塚村大字西大塚82番地	
山形県東置賜郡川西町大字大塚字北野二2910番５ 堤　70㎡	平田　冨彌 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2606番地	
山形県東置賜郡川西町大字大塚字北野二2910番６ 用悪水路　23㎡	平田與太郎 山形県東置賜郡犬川村大字小松1300番地	
山形県東置賜郡川西町大字大塚字北野二2910番10 用悪水路　22㎡	保科　要二 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2172番地 甘木鐵太郎 山形県東置賜郡犬川村大字小松1292番地	
山形県東置賜郡川西町大字大塚字北野三2935番２ 公衆用道路 10㎡	渡部　源太 山形県東置賜郡大塚村大字西大塚534番地 菅井　源藏 山形県東置賜郡大塚村大字西大塚162番地	
山形県東置賜郡川西町大字大塚字北野三2935番３ 用悪水路　75㎡	保科　要二 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2172番地 平田　長壽 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2606番地	
山形県東置賜郡川西町大字大塚字北野三2935番11 用悪水路 8.11㎡	保科　芳吉 山形県東置賜郡大塚村大字西大塚 菅井　源藏 山形県東置賜郡大塚村大字西大塚162番地 大塚村農業會 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2165番地	
山形県北村山郡大石田町大字大石田字上ノ原甲660番４ 畑　59㎡	庄司　信吾 山形県北村山郡大石田町大字大石田丙150番地	
山形県最上郡鮭川村大字中渡字新渕901番 畑　48㎡	佐藤　長吉 山形県最上郡鮭川村大字向居33番地 横山吉五郎 山形県最上郡鮭川村大字向居118番地 藤沢　熊吉 山形県最上郡鮭川村大字向居37番地 佐藤　寅吉 山形県最上郡鮭川村大字向居116番地 佐藤　鶴彦 山形県最上郡鮭川村大字向居41番地 横山仁三郎 山形県最上郡鮭川村大字向居111番地 阿部浅五郎 山形県最上郡鮭川村大字向居43番地 佐藤　甚藏 山形県最上郡鮭川村大字向居110番地 佐藤　元吉 山形県最上郡鮭川村大字向居108番地 田中勘太郎 山形県最上郡鮭川村大字向居47番地 佐藤五郎吉 山形県最上郡鮭川村大字向居49番地 佐藤　浅吉 山形県最上郡鮭川村大字向居104番地 佐藤慶三郎 山形県最上郡鮭川村大字向居51番地 横山十三郎 山形県最上郡鮭川村大字向居103番地 横山　仁藏 山形県最上郡鮭川村大字向居100番地 横山　万藏 山形県最上郡鮭川村大字向居67番地	
	矢口　鶴吉 山形県最上郡鮭川村大字向居95番地 矢口　太吉 山形県最上郡鮭川村大字向居69番地 髙山　長七 山形県最上郡鮭川村大字向居93番地 髙山　初藏 山形県最上郡鮭川村大字向居71番地 佐藤権兵エ 山形県最上郡鮭川村大字向居75番地 阿部　菊藏 山形県最上郡鮭川村大字向居89番地 横山　清太 山形県最上郡鮭川村大字向居73番地 矢口　銀藏 山形県最上郡鮭川村大字向居113番地	
福島県双葉郡広野町大字上浅見川字後山２番15 公衆用道路 212㎡	双葉郡広野町 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和７年９月10日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
千葉県印西市松崎字中郷541番２ 畑　76㎡	氏名不詳 住所不詳	
千葉県安房郡鋸南町元名字芝原1058番 畑　69㎡	氏名不詳 住所不詳	
千葉県佐倉市岩名字雪済956番２ 畑　152㎡	氏名不詳 住所不詳	
山梨県笛吹市御坂町蕎麦塚字村上505番７ 公衆用道路 4.41㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

令和７年９月10日

農林水産大臣　小泉進次郎